

平成30年度保険料率について

平成30年度の平均保険料率について

✓平成29年度の平均保険料率については、準備金の保有状況や今後の収支見通しを踏まえて、前年度に続き、平均保険料率の引き下げが運営委員会や評議会で議論の俎上に載ることとなり、運営委員会や支部評議会においても様々な意見が出された。

最終的には、協会の保険料率の設定には、裁量の幅がある中で、中長期的に安定的な保険財政の運営を見通せるようにすること等の理由から、平均保険料率を10%維持することとした。

✓平成30年度保険料率を検討する上では、準備金の積立額が増加している一方で、医療費の伸びが賃金の伸びを上回るという協会財政の赤字構造が依然として残っていること等も踏まえて、十分な議論を行うことが必要。

1. 今後の保険料率に係るシミュレーション

【シミュレーション方法について】

- ・平成30年度以降、準備金残高が法定準備金(給付費等の1か月分)を確保している間、機械的に10%、及び9.8%とし、それぞれについて、法定準備金を下回る年度以降においては法定準備金を確保するために必要な料率に引き上げた上で、平成38年度までの見通しをシミュレーションしたもの。
- ・平成31年度以降の賃金上昇率については、5年収支見通しのケースⅡ(0.6%)及びケースⅢ(0.0%)を使用し、それぞれについて作成。

※健康保険法施行令第46条第1項において、「協会は、毎事業年度において、当該事業年度及びその直前の二事業年度において行った保険給付に要した費用の額(前期高齢者納付金等、後期高齢者支援金等及び日雇拋出金並びに介護納付金に要した費用の額(中略)を含み、法第一百五十三条及び第一百五十四条の規定により国庫補助の額を除く)の一事業年度当たりの平均額の十二分の一に相当する額に達するまでは、当該事業年度の余剰金の額を準備金として積立てなければならない。」とされている。

本シミュレーションは、この規定を参考として行う。

【平成31年度以降の賃金上昇率0.6%の場合】

現在の平均保険料率10%を維持した場合、平成33年度には単年度収支差が赤字となり、以降準備金残高が年々減少する。

仮に平成30年度以降の平均保険料率を9.8%に引き下げた場合には、平成31年度以降準備金を取崩すことにより、平成35年度までは保険料率を維持できるものの、平成36年度からは年々上昇を続け、平成38年度には10.6%に達する。

【平成31年度以降の賃金上昇率0.0%の場合】

現在の平均保険料率10%で維持した場合、平成32年度には、単年度収支差が赤字となる。以降、準備金残高を取り崩すことにより平成35年度までは保険料率を維持できるものの、平成36年度からは、年々上昇を続け、平成38年度には11.1%に達する。

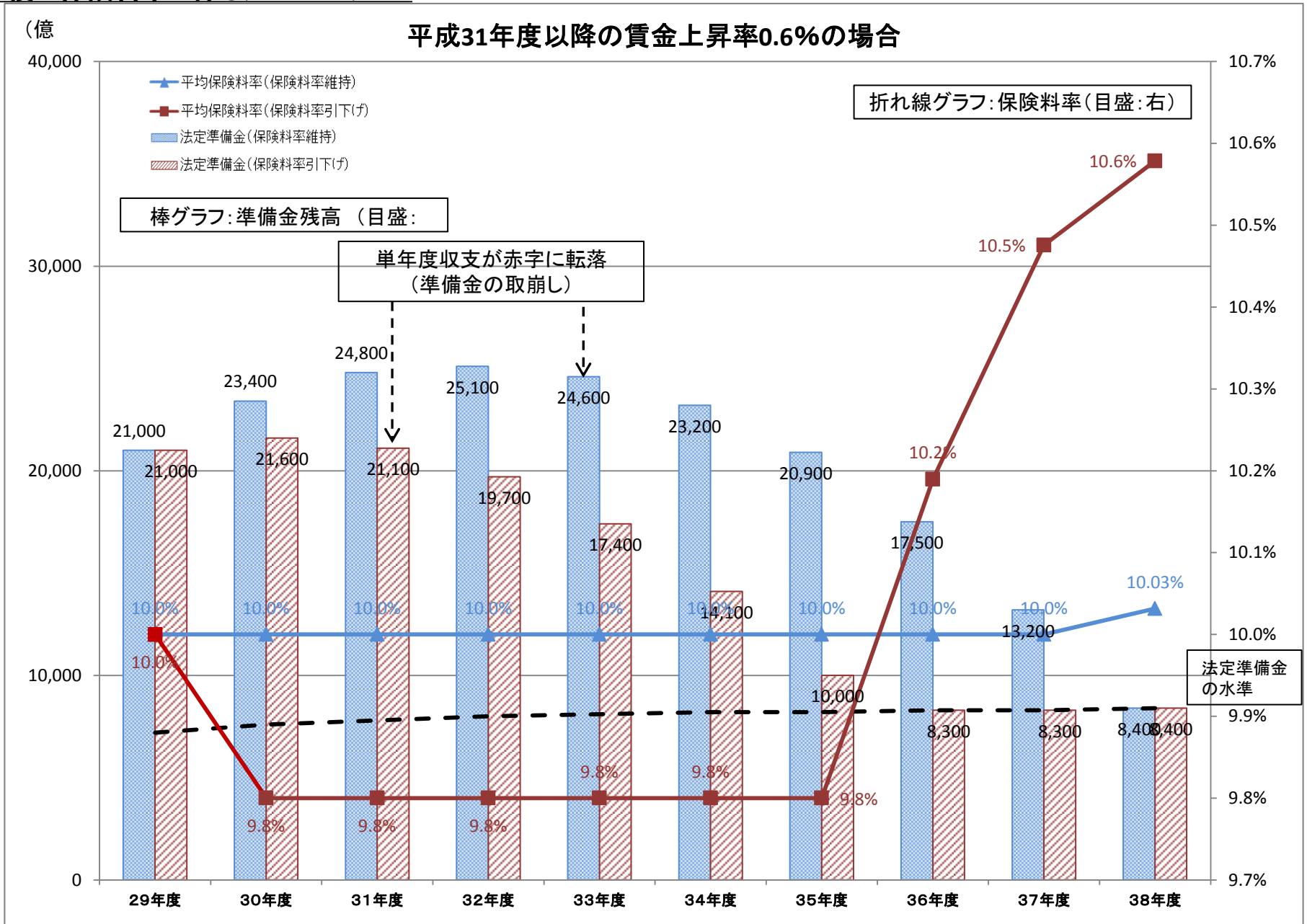
仮に平成30年度以降の平均保険料率を9.8%に引き下げた場合は、平成31年度以降準備金を取崩すことにより平成34年度までは保険料率を維持できるものの、平成35年度からは年々上昇を続け、平成38年度には11.1%に達する。

こうした見込みに加え、仮に平均保険料率を引き下げた場合には、財政当局をはじめとして国庫補助の引き下げの指摘が強まる可能性もあり、そうした観点にも十分に配慮が必要。

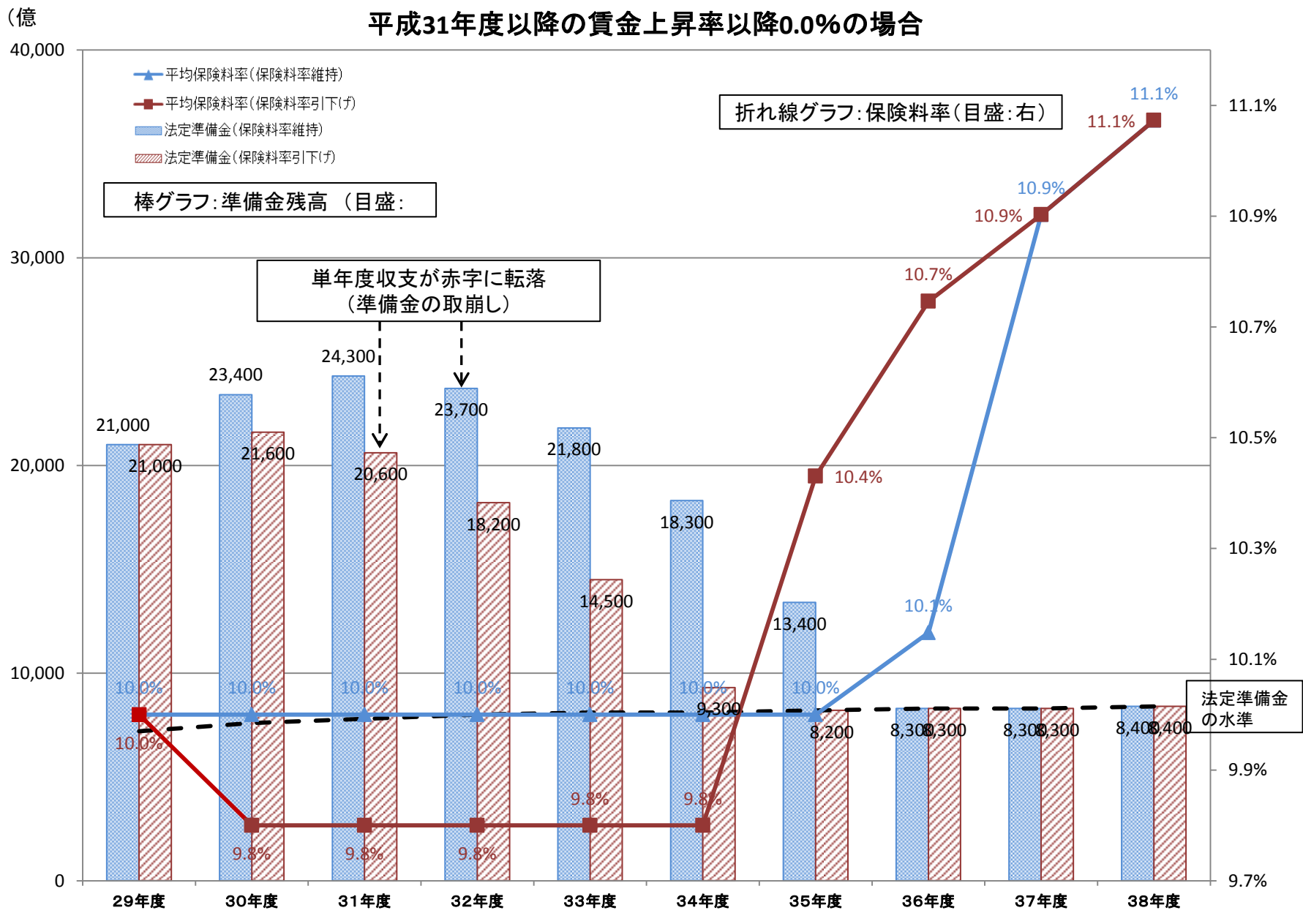
また、いずれのシミュレーションにおいても、5年以内には保険料率の上昇をまねく可能性があり、本部としても健保連等と連携し、高齢者医療の適正化等に向けて強力に意見発信を進めていく。

今後の保険料率に係るシミュレーション

平成31年度以降の賃金上昇率0.6%の場合



平成31年度以降の賃金上昇率以降0.0%の場合



平均保険料率

- ✓平成28年度においては、収入が9兆6,220億円、支出が9兆1,233億円となり、収支差は4,987億円となった。一方で、この要因は、被保険者数の大幅な増加(※)による収入の増加に対し、診療報酬のマイナス改定や制度改正等の一時的な要因が重なり支出の伸びが抑えられたためであり、今後もこうした傾向が続くものではない。

※現役世代の人口が減少する中で、協会けんぽの被保険者数については、日本年金機構の適用促進対策の強化等の影響により近年大幅に増加しており、平成28年度は協会けんぽ発足以来過去最大の3.5%の伸びとなっている。

- ✓平成28年度決算を踏まえた準備金残高は、1兆8,086億円となり、法定準備金(給付費等の1か月分)の2.6か月分となった。しかしながら、平成4年度には、現在よりも多い法定準備金の約4か月分を確保していたにもかかわらず、バブル崩壊等の影響により、わずか4年後には準備金が半分以下になり、平成9年度には枯渇する見通しとなったが、制度改正(患者負担の引き上げ)によりこれを回避した歴史的経緯を踏まえれば、現状の準備金の水準が十分なものであるかは、慎重な検証が必要。

- ✓依然として、協会けんぽでは医療費の伸びが賃金の伸びを上回るという財政の赤字構造が解消されていないことに加え、団塊の世代が75歳以上となり、高齢者医療費の増加が見込まれる2025年を見据えれば、後期高齢者支援金等の規模は、今後も拡大していくことが見込まれ、今後の財政状況については予断を許さない状況にある。

【論点】

今後の協会けんぽの財政状況について

協会けんぽの近年の財政状況や今後5年の収支見通し、及び医療保険制度全体の動向なども踏まえて、今後の協会けんぽの財政状況についてどのように考えるか。

財政状況のスパンの考え方について

平成29年度保険料率に係る運営委員会の議論においては、保険料率の設定に関して、協会けんぽの財政状況を短期で考えるか長期で考えるかは、選択の問題とされたが、医療保険のセーフティネットとして協会けんぽに求められている役割等も踏まえ、今後の財政状況をどの程度のスパンで考えていくか。

平成30年度以降の保険料率について

上記を踏まえ、平成30年度及びそれ以降の保険料率のあるべき水準について、どのように考えるか

都道府県単位保険料率を考える上での激変緩和措置

【現状・課題】

- ✓ 激変緩和措置の解消期限については、平成18年の健康保険法等一部改正法の附則において、「平成36年3月31日までの間において政令で定める日」とされ、これを受けた政令において、「平成32年3月31日（平成31年度末）」とされている。
- ✓ これまで段階的に激変緩和措置の解消を図っており、平成29年度の激変緩和措置は、5.8/10。激変緩和措置の解消期限までに均等の引き上げを図っていく場合の毎年の激変緩和率は、1.4/10ずつの引き上げとなる。
- ✓ 平成30年度から本格実施（保険料率にも反映）するインセンティブ制度については、実際の保険料率の反映は、激変緩和措置の終了後の平成32年度からとなる。

【論点】

激変緩和措置の解消期限を踏まえ、平成30年度の激変緩和率について、どのように考えるか。

保険料率の変更時期

【現状・課題】

これまでの保険料率の改定においては、都道府県単位保険料率へ移行した際、(21年9月)及び政府予算案の閣議決定が越年した場合を除き、4月納付分(3月分)から変更している。

【論点】

平成30年度保険料率の変更時期について、平成30年4月納付分(3月分)からでよいか

(参考) 今後10年間(平成38年度まで)の準備金残高と法定準備金に対する残高の状況

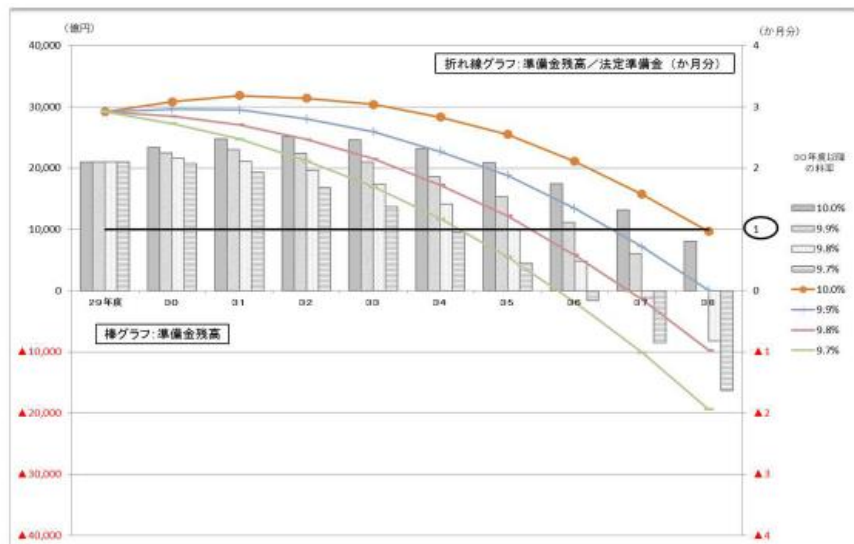
医療費の前提 従来ケース

平成26年度から平成28年度までの3か年の実績を勘案したケース
(平成27、28年度の高額新薬の影響を含む)

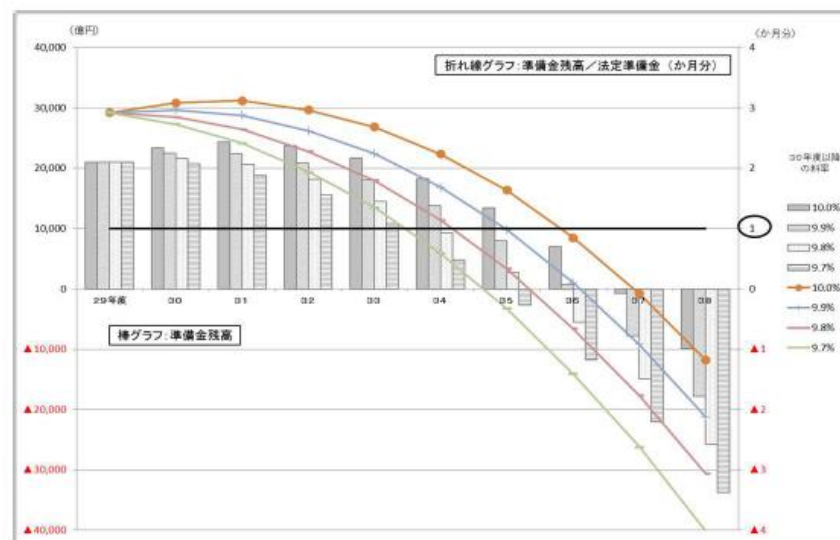
➤平均保険料率10%維持の場合の準備金残高は、①の「賃金上昇率:平成31年度以降0.6%」のケースでは、平成32年度、②の「賃金上昇率:平成31年度以降0%」のケースでは、平成31年度をピークに減少し始め、平成30年度以降に平均保険料率を引き下げたケースでは準備金残高のピークは更に高まる。

➤法定準備金に対する準備金残高は、①の「賃金上昇率:平成31年度以降0.6%」のケースでは、平均保険料率を平成30年度以降9.9%とした場合には、平成37年度には1か月分を割り込み、②の「賃金上昇率:平成31年度以降0%」のケースでは、平均保険料率10.0%維持の場合でも平成36年度には1か月分を割り込む。

賃金上昇率 平成31年度以降0.6%



賃金上昇率 平成31年度以降0%



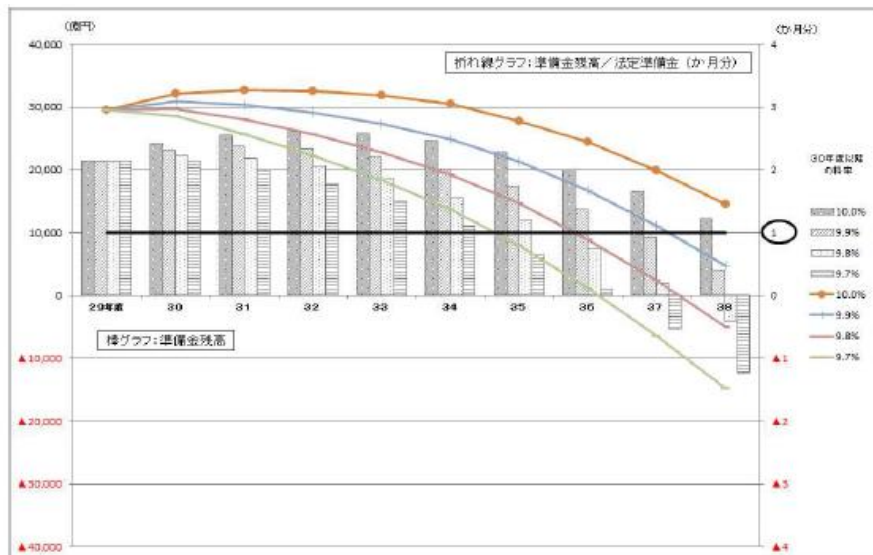
医療費の前提 追加ケース

平成27、28年度の実績から、高額新薬の影響を除いた上で、平成26年度から平成28年度までの3か年の実績を勘案したケース

➤ 平均保険料率10%維持の場合の準備金残高は、①の「賃金上昇率：平成31年度以降0.6%」のケースでは平成32年度、②の「賃金上昇率：平成31年度以降0%」のケースでは平成31年度をピークに減少し始め、平成30年度以降に平均保険料率を引き下げたケースでは、準備金残高のピークは更に高まる。

➤ 法定準備金に対する準備金残高は、①の「賃金上昇率：平成31年度以降0.6%」のケースでは平均保険料率を平成30年度以降9.9%とした場合には、平成38年度には1か月を割り込み、②の「賃金上昇率：平成31年度以降0%」のケースでは、平均保険料率10.0%維持の場合でも平成37年度には1か月分を割り込む。

賃金上昇率 平成31年度以降0.6%



賃金上昇率 平成31年度以降0%

